

請 願 文 書 表

受理年月日	平成25年2月22日	請 願 者	草津市木川町818 滋賀県平和委員会 代表理事 井 本 善 久
受 理 番 号	請 願 第 1 号		
請 願 件 名	米軍関係者による事件・事故における第1次裁判権放棄の「密約」の破棄、および「日米地位協定」の見直しを日本政府に求める請願		
請 願 要 旨	【請願趣旨】 沖縄県や神奈川県等全国各地で、米軍関係者による事件・事故が依然として頻繁に発生しています。 この米軍兵士や軍属による事件・事故において、それが「公務執行中」であれ、「公務外」であれ、罪を犯した関係者を、日本の法律で厳正に裁けるよう「『日米地位協定』を抜本的に改正せよ」の声が、全国に広がり、日米政府は2011年11月23日に「日米地位協定」の「運用改善」をしました。 しかし、この「運用改善」は、引き続き米軍兵士や軍属の第1次裁判権を米側がもつ構造を変えるものになっておらず、あくまで米側の「恩恵的配慮で行なう」ことに過ぎません。 この背景には、「日米地位協定」上、日本が第1次裁判権を有する「公務外」の米兵犯罪について、「日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については、第1次裁判権を行使するつもりがない」とする、1953年9月に日米間が交わした「密約」があります。 この「密約」については、2011年8月26日に外務省はその文書の存在を認めたものの、「これは当時の担当者の一方的、政策的発言にすぎず、米軍関係者も日本国民と同様の基準で公正に起訴され、裁かれている」旨の見解を示しました。 しかし、日本平和委員会が情報公開法に基づき入手した法務省統計資料によっても、2011年に起こった米兵・軍属・家族による犯罪の一般刑法犯（自動車による過失致死傷を除く）の起訴率は13%で、日本全体における起訴率42%（2010年）に比べても極めて低い状況にあります。 このような政府の見解を許さず、米軍関係者による事故・事件における第1次裁判権放棄の「密約」を「日米間の密約」として認め、それを破棄しないかぎり、これまでと同様に不当な対応が続き、日本国民の人権が著しく蹂躪され続けられます。 このことは、「日米地位協定」第2条-4-bにより、1年間に6週間、米軍基地にされ、毎年のように日米合同演習（共同訓練）が行なわれている饗庭野演習場を抱える滋賀県民にとっても切実な問題です。 以上の趣旨により、米軍関係者による事故・事件における第1次裁判権放棄の「密約」破棄と「日米地位協定」の見直しを、日本政府に求められるよう請願します。		
紹 介 議 員	川 崎 益 弘		